

## ISO/IEC17025:2005の改定内容及び適用方針等について

平成17年7月27日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター (TAJapan)

既にご承知のとおり、試験所・校正機関に関する一般要求事項の国際規格であるISO/IEC17025が平成17年5月15日に改訂され、発行されました。計量法JCSS制度及び工業標準化法JNLA制度では、登録の基準が「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所・校正機関に関する基準」であり、これに該当する改訂されたISO/IEC17025:2005に認定・登録された事業者又は申請事業者は対応する必要があります。

そこで、認定センターでは、ISO/IEC17025:2005の改定内容をお知らせするとともに、その適用方針を以下のとおり定めましたので、事業者の皆様におかれましてはご対応ください。

なお、既認定・登録事業者様には、後日、「ISO/IEC17025:2005対応チェックリスト」<sup>(※)</sup>を送付いたしますので、対応完了後は、記載されたチェックリスト及び変更された品質マニュアル等を送付くださるようお願い致します。

(※) 「ISO/IEC17025:2005対応チェックリスト」は、認定センターの仮訳を基に認定・登録事業者の皆様にご覧いただくために作成したものです。

### 1. ISO/IEC17025の改定内容

ISO/IEC17025の改定内容は、別紙のとおりです。ただし、認定センターの仮訳ですので、参考にしてください。

### 2. 適用方針

ISO/IEC17025:2005への適用方針は、以下のとおりです。

なお、詳細については、認定センターまでお問い合わせください。

- (1) ISO/IEC17025:2005の適用日は、平成18年1月1日です。平成18年1月1日以降に受け付けた申請案件からISO/IEC17025:2005が適用されます。
- (2) 既認定・登録事業者にあつては、平成18年12月末日までにISO/IEC17025:2005への対応を完了してください。

お問い合わせ先

TEL 03-3481-8242 (JCSS,ASNITE)

03-3481-1939 (JNLA)

FAX 03-3481-1937

以上